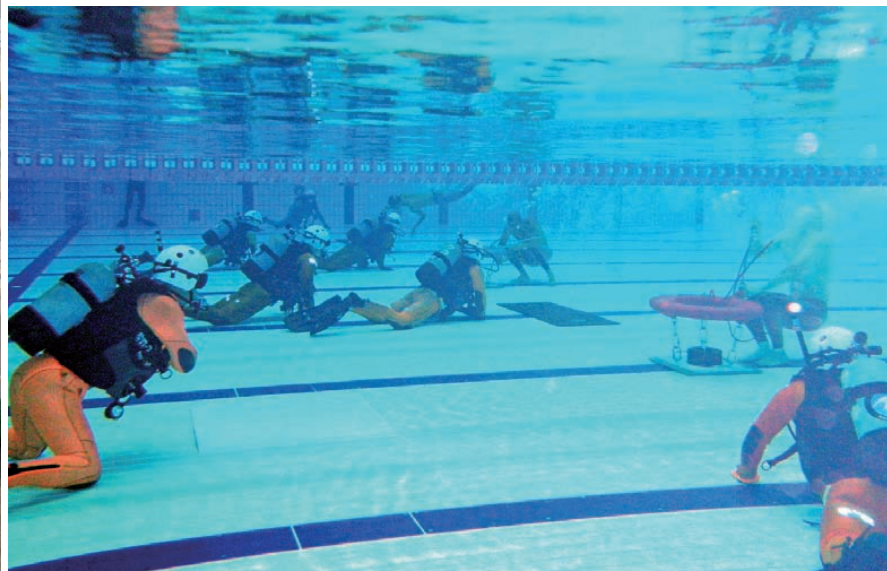


消防の動き



2012
9
No.497

● 「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」の概要



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」の概要 4

平成24年9月号 No.497

巻頭言 「世界に誇れる『まち』」を目指して（広島市消防局長 山下 聡）

Report

平成23年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要 7

TOPICS

「平成24年度 子ども霞が関見学デー」の開催 9

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊資機材(バッテリー式救助用破壊器具及びドライスーツ)の配備について 10

消防通信～北から南から

宮崎県 宮崎市消防局「自然と神話に囲まれたまち みやざき」 11

消防通信～望楼

湖南広域消防局(滋賀県)／大津市消防局(滋賀県)／ 12
摂津市消防本部(大阪府)／尼崎市消防局(兵庫県)

消防大学校だより

火災調査科(第23期) 13
自主防災組織育成コース(第8回) 14

広報資料(10月分)

ガス機器による火災及びガス事故の防止 15
火山災害に対する備え 16
消防の国際協力に対する理解の推進 17
地震に対する日常の備え 19
消防庁における最近の主な報道発表について(平成24年7月10日～8月28日) 20

INFORMATION

第60回全国消防技術者会議の開催 21
7月の主な通知 21
広報テーマ(9月分・10月分) 21



表紙
第41回全国消防救助技術大会

「世界に誇れる『まち』」を 目指して



広島市消防局長 山下 聡

広島市は市内に6本の美しい川が流れることから「水の都」と呼ばれ、1589年に毛利輝元が太田川デルタの大きな三角州に広島城（別名「鯉城」）を築いた際、この三角州が大きな島に見えたことから「広島」と名付けられ、その後、毛利、福島、浅野氏の城下町として栄え、西国一の賑わいを見せました。

昭和20年（1945年）8月6日、広島は人類史上初めて原爆の惨禍を受け、一瞬にして廃虚と化しました。当時、75年間は草木も生えぬと言われていましたが、国内外から心温まる多くの支援を受け、復興を遂げてまいりました。本市では、この被爆体験を通じ「平和の尊さ」を体現する「まち」として、誰もが「生きることの素晴らしさ」を心と体で実感できる、そして、市民が「世界に誇れる『まち』」の実現を目指しています。

さて、当局では、現在、東日本大震災を踏まえた防災対策の推進、広域応援体制の強化、メディカルコントロール体制の充実、違反防火対象物の是正の強化等に積極的に取り組んでいるところです。

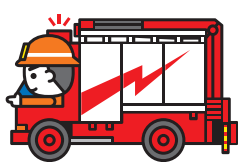
まず、防災対策では、東日本大震災で顕在化した様々な課題を「早期に実施する取組」と「国の防災基本計画の修正等を踏まえて実施する取組」とに整理した上で、地域防災計画の見直しを行い、災害対策本部体制の強化や情報の収集・伝達体制の充実、さらに、避難対策の充実などに取り組んでおり、今後も国の動向等を踏まえ、広島県等関係機関とも連携して現行の地震被害想定や地域防災計画の見直しを適宜、適切に行い防災対策を推進しています。

また、東日本大震災のような大規模災害等に対応するため、広島県及び県内消防本部において「緊急消防援助隊広島県隊」の運用について、迅速な派遣隊の選定のための「出動体制及び出動隊の事前編成」、現場活動における「県隊としての活動ルールの明確化」、職員の健康管理や車両の修理等を含めた「後方支援に必要な機能」、多様な機器を活用した「連絡体制の確立」等の検討課題を整理し、広島県隊の応援等実施計画及び受援計画の修正を行っているところです。

次に、救急救命士の処置範囲拡大、メディカルコントロール体制の充実強化が進められていますが、昨年3月から全ての救急車にカメラ等を設置し、傷病者や現場の動画及び心電図や血圧等の観察データを市内4病院に送る「救急画像伝送システム」の運用を開始し、メディカルコントロール体制の充実強化に取り組んでいます。

最後に、本年5月に福山市で発生したホテル火災では、消防法令違反をはじめ、様々な問題点が指摘されたことから、違反防火対象物に対する従来の査察指導に加え、悪質なものに対しては、より積極的な違反処理を行うとともに、区建築課と消防署が持っているそれぞれの違反情報を共有し、連携した是正指導が行えるシステムを作り、市民や来広される皆様が安心して利用できるまちづくりに取り組んでいます。

今後、市民の消防に寄せられる期待が一層高まっていく中、行政や関係機関が一体となり、近隣の消防本部や県と連携した消防・防災体制の充実を推進し、安全・安心なまちづくりの基盤を強固なものとすることが、市民の皆様の幸福と、広島に来られる方々への、なによりのもてなしに繋がると心に誓い、これからも職員が一丸となり、消防・防災行政に全力で傾注してまいります。



「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」の概要

国民保護・防災部防災課広域応援室

1 はじめに

東日本大震災では、岩手県・宮城県・福島県以外の44都道府県に対し、初めて消防庁長官から緊急消防援助隊への出動指示が行われ、発災日からの88日間にわたり3万684人（延べ10万9,919人）が被災地に派遣された。

一方で、この緊急消防援助隊の活動を通して、現地活動拠点及び指揮命令スペースの狭隘、資機材・車両の不足、交代要員搬送車両の不足、食糧・燃料の不足、部隊間の通信手段の欠如など、様々な課題が浮かび上がった。

こうしたことから、消防庁では、緊急消防援助隊の被災地への迅速な投入を可能にし、その長期にわたる活動を支える広域活動拠点の整備について調査検討してきた。

今年3月に、それまでの調査検討の結果を「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」として取りまとめたので、その概要を紹介する。

なお、報告書の全文は、消防庁のウェブサイト（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載している。

2 調査検討体制

下表の消防・防災関係者で構成する「緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会」を開催し、その意見を踏まえながら調査検討を行った。

職名	氏名
総務省消防庁国民保護・防災部防災課広域応援対策官	石山 英顕
東京都総務局総合防災部防災管理課長	吉村 恵一
宮城県防災航空隊長	菅原 道彦
北九州市消防局警防部長	山本 敏明
東京消防庁警防部参事兼警防課長	松浦 和夫
京都市消防局警防部長	高木 正弘

（平成24年3月現在。順不同・敬称略）

3 拠点のあり方

(1) 進出基地と緊急消防援助隊の活動に的を絞った拠点

災害時の消防活動の円滑な支援の観点からは、一般利用の制限を行い、緊急消防援助隊等の活動支援に機

能を絞った拠点が必要である。

仮に救援物資の受入れ等の機能を併せ持つ拠点の一角を緊急消防援助隊の拠点に振り向けるという運用をする場合でも、危険物の取扱い等も考えると、その一角は他の用途に供するエリアとは遮断されている必要がある。

(2) 受援計画と照らし合わせた十分な受入容量・備蓄

想定される受入れ部隊数やそれに応じた利用部隊数等を考慮した上で、十分な容量を確保しなければならない。

なお、これまでは短期集中的に部隊を投入する前提のもと、現場直近で宿営することが想定されていたが、東日本大震災の経験を踏まえ、災害現場によっては交代制をとるなどによる長期的作戦を展開する必要があることも視野に入れ、二次災害の発生を防ぐ上からも、隊員が十分な休息を取ることのできるスペース・施設とする必要がある。

(3) 自立性の確保

拠点の施設は、災害に耐えられる施設であること、施設運営に必要なエネルギー供給機能があることが必要であるが、東日本大震災の経験から、特に外部から、燃料の補給や、道路啓開や瓦礫撤去のための重機等の資機材の提供が行われにくい環境下での活動も想定した、自立性の確保が重要であることが分かった。

すなわち、施設運営だけでなく、緊急消防援助隊の初動全般のエネルギー等を供給することも念頭に置く必要がある。

4 標準的な機能及び施設・設備

広域防災拠点は、様々なタイプのものが整備されるのではなく、基本的に必要な機能や設備は変わらない。各拠点が実際に整備されるときに、活断層の影響や水災、崖崩れのおそれなど、それぞれの地理的環境や既存設備の利用の可否などの条件に合わせて、機能がより発揮されるよう、規模や施設・設備、機能を拡大し、又は縮小・省略するなどの様々な工夫が凝らされることにより、効

率的な拠点の構築ができるものと考えられる。

標準的な機能及び必要な施設・設備としては、下表のようなものが挙げられる。

機 能	施設・設備
災害対策本部又はその補完機能	ア 災害対策本部室及び作戦室 イ 資料・情報収集・分析室 ウ 通信設備
ベースキャンプ機能	ア 宿泊・待機休息施設 イ ヘリコプター駐機、車両等駐車施設 ウ 電源供給施設 エ 生活用水（上下水）供給・処理施設 オ 洗濯・乾燥施設 カ 給食施設 キ シャワー・入浴施設
応急救護機能	ア 救護スペース イ 医薬品等備蓄施設
備蓄物資供給機能	ア 食糧・飲料水、生活用品等備蓄施設 イ 車両等燃料備蓄施設 ウ ヘリコプター燃料備蓄施設 エ 災害活動用資機材備蓄施設 オ 車両、資機材等整備・補修施設 カ 物資等輸送・運搬車両
海外救助活動要員受入れ機能	ア 宿泊・待機休息施設 イ 装備品等保管施設 ウ 通訳・活動調整機能

上表に挙げた施設・設備は、本来災害発生時に機能すべきもので、日常に使用されることを期待したものではない。また、経年変化等により機能劣化を生じるものも少なくない。無論、日常の点検維持は必要であるが、さらに、効率的な利用方法も工夫される必要がある。例えば、消防学校、防災教育センター等との併設により、関連資機材の平時活用、機能維持、ランニングストックによる更新等の効果が期待できる。

5 整備イメージ

これまで述べたように、広域防災拠点は、その求められる機能は一元的なものであるが、実際に整備される段階では、地域や環境、予測される災害の実態、既存施設の活用等の事情に応じた整備がなされるべきであり、一概におしなべて同様である必要もなく、また、更地に新たに構築するなどの場合を除き非効率的であるとも言える。

そこで、考えられる整備のパターンを大きく次のように分類した。

(1) 消防学校一体型

都道府県及び主要都市に設けられている消防学校（消防訓練施設も含むこととする。）と一体的に整備するものである。

【主な特徴】

- 日ごろの訓練等を通じて平常時の施設・設備や備蓄資機材の維持管理が行える。

- 平常時に消防学校として使用する宿泊施設が、そのまま応援部隊の宿泊に使用可能である。
- 生活関連施設も整備されている。
- 燃料等の備蓄物資を平常時にも使えるので、劣化が防げる。
- 通常の消防活動では使用しない大型資機材等を訓練時に使用し、災害時に活用できる。
- 学生が研修中の場合は、消防学校隊を編成し、保有資機材を活用し、戦力として初期活動が可能である。

(2) サテライト型

諸般の事情により必要規模の容量を持つ拠点が確保できない場合、山地が多く域内の道路事情が良好とは言えない地域などでは、必要な設備・機能はそれぞれ維持しつつ、規模を多少縮小し、予想される災害の態様から、必要と思われる地点にあらかじめ分散して整備する方法も考えられる。このタイプを「サテライト型」ということにする。

【主な特徴】

- 一定規模の部隊を現場に近い地点で運用することが可能である。
- 拠点間の移動が容易な場合も視野に入れば、大きな消防力も運用可能となる。

【主な留意点】

- 大型資機材を何か所にも配備することができない一方で、大型特殊車両が拠点間を迅速に動くことは現実的に難しい。
- サテライト間の連携と全体の統制又は調整を行うメインとなる拠点を指定して行う必要がある。
- 各サテライト間の連携のための情報伝達ツールを着実に整備する必要がある。

(3) 空港近接型

空港に近接して整備するものである。

【主な特徴】

- 物資や人員輸送のための航空機の使用や、それらの航空機材の整備に至便である。
- 一般的に空港近くには道路網が整備されており、アクセスが良い。
- 協定により、航空管制の活用、燃料備蓄施設の設置、応援隊ヘリの夜間駐機場としての使用等が可能

【主な留意点】

- 被災時には定期便は運航停止が前提だが、運航が維持されている場合は、管制上の問題がある。
- 空港が海に近接していた場合、津波被害で使用できないおそれがある。
- 空港は、市街地から遠隔地に整備されがちであり、被災地へのアクセスが不便となるおそれがある。

(4) パーキングエリア近接型

高速道路又は主要な道路のパーキングエリアに近接して整備するものである。

【主な特徴】

- 道路が損壊していなければ、アクセスが容易
- パーキングエリアの給油施設が利用可能
- ヘリの応援隊は高速道路等を目印に運航することが想定され、アクセスが容易
- 大都市圏では、環状線や放射道路等の主要道路との交差点で、アクセス条件が非常に良好

【主な留意点】

- 駐車中の一般車両を移動させないと、緊急消防援助隊の進入に支障が生じる。
- 通行には、道路の破損状況等安全確認が必要

(5) 本土から離れた遠隔地型

島しょなど応援のためのアクセスルートの途絶の危険性が高い地域において整備するものである。

橋梁落下や津波等の被害から、初期は航空機による人員、機材、物資等の空輸を第一に検討する必要がある。

(6) 高速道路インターチェンジ併設型

高速道路（自動車専用道路等を含む。）のインターチェンジに併設して整備するものであり、部隊の移動、物資の輸送上、至極有利であることは言うまでもない。

インターチェンジは、環状道路、放射状道路など一般道路の主要幹線と交わる地点に設けられることが多く、域内各地へのアクセスポイントとしても有用である。

(7) 機能分散型

前述のサテライト型に対し、必要とされる機能を分散し、施設ごとに異なる性格を持たせた整備の形も考えられる。整備予定拠点にあらかじめ何らかの施設が散在し、その機能を活かす形での整備の場合などが、このタイプに当たる。

サテライト型同様、機能分散型においても、核となる拠点を置くことが求められる。

6 今後の進め方

従前の想定をはるかに超える被害をもたらしかねない南海トラフの巨大地震や首都直下地震の切迫性を考えれば、大規模災害への備えとして、拠点の整備は急務といえる。

求められる種々の機能を1か所の「拠点施設」が果たすことがもちろん理想的ではあるが、昨今の地方行財政環境に伴う制約あるいは広大な面積を確保する困難性等により、現実的にはそれらの機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により、民間部門

を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法が中心になるのではないかと考えられる。

このことを、言葉を換えて表現すれば、各都道府県が策定している緊急消防援助隊の受援計画を、応援部隊の活動環境の向上に向けて、将来的な消防部隊の航空投入実現のための環境も見据え、実効的な部隊の受援行動を織り込みつつ発展させるということである。こうした作業を行いながら足らざる資源を計画的に補ったり、訓練などにより実効性を検証する姿勢が重要になる。

7 国、都道府県及び市町村の役割分担

東日本大震災で顕著に見られたように、大規模災害が発生した場合には、被災地が連たんする形になることも多く、広域災害への対処能力の確保、そうした災害でのヘリコプターの運用の重要性を考えると、その進出拠点は各都道府県など、一市町村にとどまらない単位で整備されることが効率的であることは論を待たない。

一方、都道府県の消防に関する現場的な任務は、航空消防隊の運用や消防学校の運営など限られたものであるほか、都道府県が自らの区域で防災体制を考える場合には、他の実動部隊の応援も含めた施策の検討が求められる。そうした立場の都道府県と、自らの地域の消防責任を果たさねばならない市町村との役割分担は、とりわけ非常時には画一的に明示できるものではなく、行政の役割として何よりも優先されるべき人命救助体制の整備という大局に立ち、踏み込んだ協力体制の構築が必要になると考えられる。

また、消防庁においては、緊急消防援助隊に係る制度の企画・立案を行うのみならず、消防庁長官の出動指示権に見られるように、大規模な災害や極めて特殊な災害発生時の消防力投入の責任を有する主体という面も有している。消防庁は、こうした立場から、消防部隊の航空投入実現に向けて調査研究を進めるとともに、その活動を支える受援体制、さらには拠点の具体的イメージの提供などにより緊急消防援助隊の機能強化に努めていく必要がある。

8 おわりに

消防庁では、今年度、この調査の成果を踏まえ、実現に向け並行して検討している航空機による人員・資機材の投入をも想定しつつ、既存の資源の活用を含めて受援機能をいかに高めるか、具体的に調査検討している。

都道府県及び市町村においては、このような調査検討の成果をも活用し、受援機能を含む消防・防災機能をさらに向上させることが期待される。

平成23年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナート等災害防止法により、大量の石油や高圧ガスが取り扱われている区域は石油コンビナート等特別防災区域として指定され、また当該区域内で大量の石油や高圧ガスを取り扱う事業所は特定事業所として防災施設・資機材や自衛防災組織の設置等が義務付けられています。

石油コンビナート等特別防災区域は33道府県85地区が指定され、特定事業所の数は715となっています（平成23年4月1日現在）。

平成23年中は、東北地方太平洋沖地震をはじめ、地震及びこれに伴う津波により、特定事業所においても火災や石油等の漏洩等の事故（以下「地震事故」という。）が多数発生しており、全体の総件数は過去最多の506件となっています（図1参照）。

また、全体から地震事故を除いた事故（以下「一般事故」という。）は平成6年以降増加傾向にあり、平成18年には大幅に増加し200件を超え、19年には過去最多の243件となり、平成23年も213件と依然として件数の多い状況が続いています。

なお、本稿では、従来の事故統計との比較・参照の観

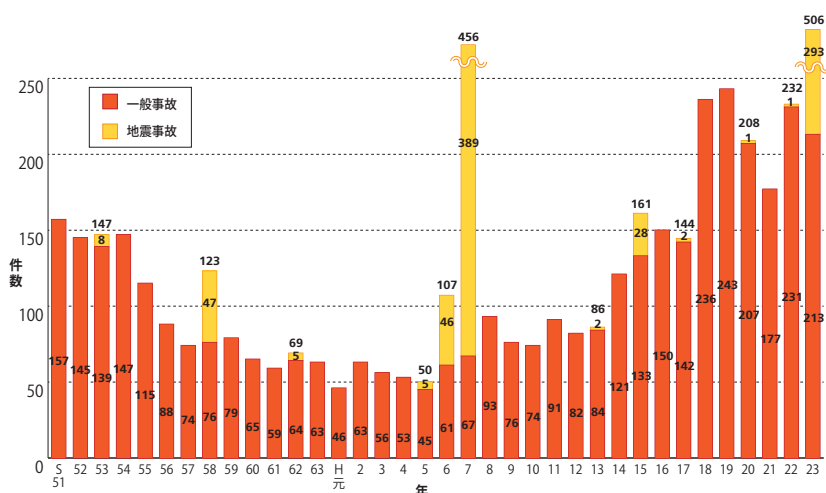


図1 事故発生件数の推移

点から、一般事故を中心に分析を行っています。

2 石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要

(1) 事故件数

平成23年中（平成23年1月1日～同年12月31日）の特定事業所における事故の総件数は506件（一般事故は213件、地震事故は293件）であり（表1参照）、総件数としては前年より274件増加しました。主な増加要因は地震事故中の「破損」（226件）及び「漏洩」（55件）であり、一般事故については前年（231件）より18件減少となっています。

事故の種別は、「火災」が90件（前年比3件減）、「爆発」が7件（増減なし）、「漏洩」が168件（前年比44件増）、「その他」が241件（前年比233件増）となっています。

表1 種別ごとの事故発生状況

	平成23年中の事故			平成22年中の事故	増減
	一般事故	地震事故			
火災	90	84	6	93	-3
爆発	7	7	-	7	-
漏洩	168	113	55	124	+44
その他	破損	8	226	7	+227
	上記に該当しないもの	7	1	6	+6
合計	506	213	293	232	+274

(2) 特定事業所の種別ごとの一般事故発生状況

特定事業所は、石油や高圧ガス等を取り扱う量に応じて、第一種事業所、第二種事業所と区分しています。第一種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所をレイアウト事業所と呼んでいます。

特定事業所の種別ごとの一般事故の発生状況は、第一種事業所では168件であり、そのうちレイアウト事業所は141件、レイアウト事業所を除いた第一種事業所は27件、第二種事業所では45件となっています（表2参照）。

表2 特定事業所種別ごとの事故発生状況（一般事故）

事業所種別	特定事業所数	事故件数
第1種事業所	385	168
レイアウト事業所	186	141
上記以外の事業所	199	27
第2種事業所	330	45
合計	715	213

レイアウト事業所：第一種事業所のうち石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所のこと、この場合、その事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分することとされている。

(3) 施設区分別の一般事故発生状況

一般事故において、施設区分別の事故発生状況は、危険物施設に係る事故が110件（全体の51.6%）、高圧ガスと危険物が混在する施設（高危混在施設）に係る事故が19件（8.9%）、高圧ガス施設に係る事故が8件（3.8%）、その他の施設に係る事故が76件（35.7%）となっています（表3参照）。

表3 施設区分別の事故発生状況（一般事故）

事故	施設	危険物施設	高危混在施設	高圧ガス施設	その他の施設	合計
火災		30	5	1	48	84
爆発		3	1	-	3	7
漏洩		72	11	6	24	113
その他		5	2	1	1	9
合計		110	19	8	76	213

(4) 主原因別の一般事故発生状況

一般事故について事故の主原因を区分すると、人的要因によるものが94件（全体の44.1%）、物的要因によるものが101件（47.4%）等となっています。維持管理不十分によるものが49件（23.0%）、腐食等劣化によるものが56件（26.3%）であり、双方で事故原因の約49%を占めています（図2参照）。

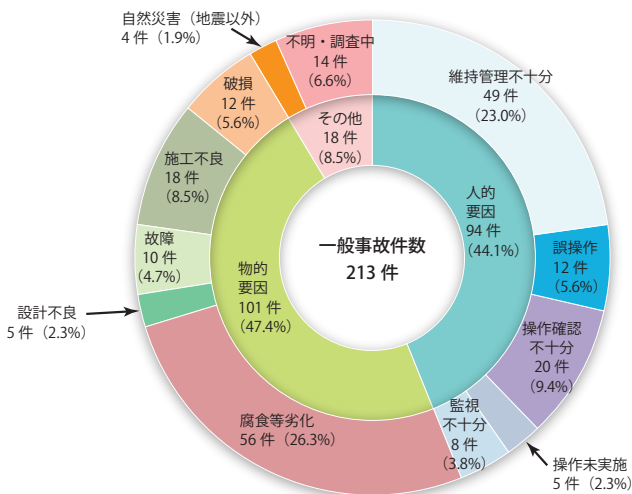


図2 主原因別の事故発生状況（一般事故）

なお、自然災害（地震以外）の4件は台風（2件）及び落雷（2件）によるものです。

(5) 死傷者の発生状況

事故全体で平成23年中に発生した506件の事故のうち、死傷者が発生した事故は14件（前年比16件減）、死傷者は27名となっており、このうち死者は2名（前年比1名減）、負傷者は25名（前年比34名減）発生しています（図3参照）。

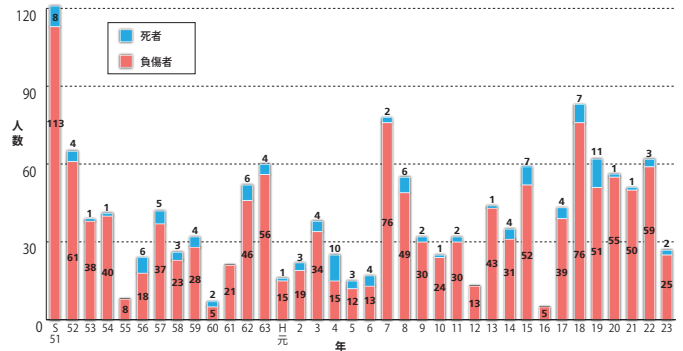


図3 死傷者数の推移

(6) 一般事故発生時の通報状況

一般事故発生時における消防機関等への通報に要した時間の状況は、事故発見から通報までに30分以上を要した事故が67件（31.5%）となっています（図4参照）。

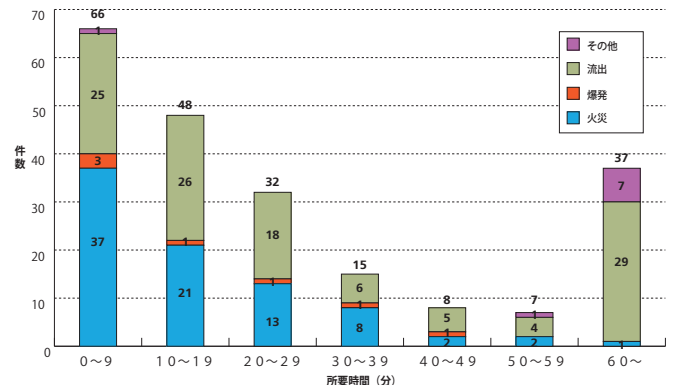


図4 事故発生時の通報状況（一般事故）

3 おわりに

平成23年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の総件数は、東北地方太平洋沖地震及び津波による事故を含め過去最多の506件となっています。このうち、一般事故の件数は213件と前年に比べ減少したものの依然として多い状況にあり、その要因をみると、維持管理不十分が23.0%、腐食等劣化が26.3%となっており、設備の維持管理に係る要因が多い状況です。

また、事故発生時の通報状況は、事故発見後30分以上経過してから通報が行われた事故は67件で全体の31.5%を占めており、発見から通報までに時間がかかっている事故は引き続き多い状況となっています。

各特定事業所においては、施設・設備の維持管理、職員への保安教育等の事故防止対策を講ずるとともに、迅速な通報連絡の徹底など応急対応体制を不断に見直し、一層の防災対策の充実を図る必要があると考えます。

消防庁では、引き続き、消防関係行政機関、関係業界団体を通じて、特定事業所における事故防止体制の充実等に取り組んで参ります。

「平成24年度 子ども震が関見学デー」の開催

総務課

「子ども震が関見学デー」は、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を設け、各府省庁の施策に対する理解を深めてもらうことを主な目的として、毎年実施されており、平成24年度は8月8日（水）、9日（木）の2日間にわたって、開催されました。

消防庁では、中央合同庁舎第2号館1階アトリウム及び北側(警視庁側)駐車場に4つのチャレンジブースを設けました。「消防の仕事」を楽しみながら学び、身近に感じてもらうため、『チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター～君はどれだけ消防士に近づけるかな?～』と題し、子どもたちにそれぞれの課題に挑戦してもらいました。

「消防写真館」では、ミニ消防服等を着て救助車（8日）、空中作業車（9日）の前でポーズをとる子どもや空中作業車の上に乗って記念撮影を行う子どもで賑わいました。

また、「防災グッズ、防災パネル展示コーナー」では、地震時の家具の転倒防止対策パネルや住宅用火災警報器の設置方法パネル等を展示しました。

この2日間で、消防庁及び総務省を訪れた子どもたちの数は604人（保護者も合わせると1,047人）で、「平

★チャレンジ・ザ・ファイヤーファイター ～君はどれだけ消防士に近づけるかな?～

☆チャレンジ①

地震にまけるな！（地震の揺れを体験しよう）

震度6強以上の揺れを体験できる起震車の中で、慌てず低い姿勢をとり、机やテーブルの下に素早く隠れることができるか。

☆チャレンジ②

煙の中を突き進め！（煙ハウスに入ってみよう）

煙ハウスの中での視界の悪さ、息苦しさの体験やハンカチ等で呼吸を確保し、煙の中を落ちていて外に脱出できるか。

☆チャレンジ③

火事だ！火を消せ！（消火器を使ってみよう）

水消火器を使用し、消火器の使用手順を学び、体験するとともに、ホースを火元に向け、火元である的にきちんと放水ができるか。

☆チャレンジ④

ケガした人を救え！（応急たんかを作ってみよう）

身近なもの（毛布と棒）を使って、応急たんかを作成し、けが人をのせて持ち上げることができるか。

成24年度子ども震が関見学デー」は大盛況のうちに幕を閉じました。



チャレンジ① 『地震にまけるな!』



チャレンジ② 『煙の中を突き進め!』



チャレンジ③ 『火事だ!火を消せ!』



チャレンジ④ 『ケガした人を救え!』



消防写真館

緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊資機材（バッテリー式救助用破壊器具及びドライスーツ）の配備について

参事官室

1. はじめに

東日本大震災における津波被害を受けた多くの地域は、がれきや泥などにより車両の進入ができず、大型の救助資機材を活動現場まで搬送することが非常に困難な状況が頻発しました。また、冠水した地域では、泥水中の鋭利ながれきがあるとともに、寒冷な気候の中で、非常に困難な活動現場でした。

そうした教訓を踏まえ、消防庁では緊急消防援助隊に対する無償使用制度により、バッテリー式救助用破壊器具及びドライスーツ各500式を全国の消防本部に配備しましたので、その概要について紹介します。

2. バッテリー式救助用破壊器具

配備されたバッテリー式ハンマードリル及びセイバーソーの特徴としては、小型・軽量で安全性や機動性が高くなっています。また、充電式で一酸化炭素が発生しないため、閉鎖空間での救助活動でも有効です。



バッテリー式ハンマードリル



バッテリー式セイバーソー



ドライスーツを着装した水中による訓練の様相

3. ドライスーツ

配備されたドライスーツの特徴としては、本体主要部分にクロロプレンゴム、水に浸かる下半身部分にはラジアルコーティングを使用しています。また、傷の付きやすい肘や膝部分はパッドで補強をすることにより、耐久性に優れた構造となっており、鋭利なものから足元を保護するための踏み抜き防止を施しています。



ドライスーツ

さらに、前開きファスナー方式を採用したことで、緊急時に1人でも着脱が可能です。

4. おわりに

緊急消防援助隊はその創設以来16年以上が経過し、幾多の出動事例においてその機能を発揮してきましたが、各種災害に的確に対応するため、さらなる充実強化を目指していかなくてはなりません。

消防庁においては、今後とも各消防機関、都道府県及び市町村の協力の下、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の機能向上のため、総合的に取り組んでまいります。

写真提供：松戸市消防局



宮崎県 宮崎市消防局
消防局長 横井 吉隆

自然と神話に囲まれたまち みやざき

宮崎市は、「太陽と緑」に象徴され、南北38kmにおよぶ海岸線に沿って北上する黒潮の恵みで、一年をとおして四季折々の花や緑に彩られています。さらに、管轄する隣接の綾町には、九州山地へと続く日本最大級の照葉樹林が広がり、本年7月「ユネスコ エコパーク」に登録が決定するなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた都市です。

また、「神話と伝説のふるさと」といわれる宮崎は、古事記や日本書紀に記されている日向神話をはじめ、歴史ロマンをほうふつさせる数多くの伝説や史跡にあふれ、歴史資源の宝庫となっています。

今年、古事記編さん1,300年の節目に当たり、「神話のふるさとみやざき温故知新ものがたり」をコンセプトに、県をあげて様々な取り組みを展開するなど盛り上がりを見せています。



国指定特別天然記念物 青島亜熱帯性植物群落を有する「青島」



神話の舞台である「みそぎ池」

迅速な初期治療への取り組み

宮崎市消防局は、宮崎県の東部に位置する宮崎市・国富町・綾町の1市2町、870.53km²を管轄し、1局2署1分署

6出張所335名の消防職員と3,065名の消防団員で管轄人口433,061人の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちを実現すべく、邁進しております。



宮崎県ドクターヘリ

前段のとおり、宮崎県は海や緑に囲まれた自然豊かな地域ですが、裏を返せば道路交通網が未発達で、災害や救急事案発生時に初動体制が確保できない地域が残っているとも言えます。このことを解消するため、宮崎県は平成24年4月から宮崎市に所在する宮崎大学医学部付属病院を拠点とし、ドクターヘリを導入しました。これにより、県内全域において、出動要請から30分以内に医師による初期治療が可能となり、より多くの人命を救うための大きな一歩となりました。

東日本大震災を受けての対策

昨年3月の東日本大震災を受け、当市では、津波ハザードマップの見直しをはじめ、津波避難所等への標高表示板の設置や、「津波災害図上訓練指導マニュアル」を作成するなど、地震・津波に対する対策の強化を図る一方で、市民自身の災害対応力の向上を目指し積極的に啓発活動を行っています。

その一環として、今年度は、自主防災組織の結成及び育成（活性化）をさらに促進することを目的として、「市民防災啓発事業」を立ち上げ、防災リーダー等の育成強化に努め地域防災力の強化を推進しているところです。

南海トラフ南端の西側に位置する宮崎市は、日向灘沖で巨大地震が発生した場合には、甚大な被害を受けることが懸念されています。そのため、今後においても、あらゆる事態を想定し、過去の災害から得た教訓を糧に、これまで以上に安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、消防職団員のみならず市民一丸となって地域防災力の強化に取り組んで参ります。

「夏のふれあい防災研修」実施

湖南広域消防局

湖南広域消防局は平成24年7月13日、夏の災害予防運動（実施期間：平成24年7月1日から同14日）の事業の一環として、「夏のふれあい防災研修」を開催。夏に向けた住宅防火対策、幼少年等に対する花火の取扱いの注意喚起や熱中症予防と応急処置などの研修に、管内（草津市・守山市・栗東市・野洲市）35学区から65名の民生委員、児童委員の皆さんが参加。日頃から、住民、特に高齢者等とのふれあいを大切に活動されている皆さんだけに、熱心にノートを取られるなど、非常に有意義な会となりました。



防災研修の様子

流水救助訓練の実施

大津市消防局

大津市消防局は、平成24年7月27日、大阪府豊中市消防本部、兵庫県尼崎市消防局との合同訓練として、市内河川において流水救助訓練を実施。アグレッシブスイム、ディフェンシブスイム等の基礎訓練から、当局が本年度新規導入したラフティングボートを活用した流水域での救助活動訓練を行い、流水域での活動の困難さを理解でき、大変有意義な訓練となりました。

当消防局は今後も、流水域で有効な救助活動が展開できるように技術向上に努め、いかなる災害にも対応できるように取り組んでいきます。



スローバックを活用した救助訓練

消防通信 望楼 ぼうろう

世界初の救助支援船「シースレッド」の導入

摂津市消防本部

摂津市消防本部は、平成24年度、水上バイクで牽引する救助支援船「シースレッド」を導入。市内で水上バイクの販売・修理を手掛ける(有)タキモトワークスから「社会貢献のため救助支援船を開発したい」との申し出を受け、当消防本部職員の意見をもとに試験を重ね、軽量で浮力が高く、300kgまで牽引可能で、さらにバックボード搭載により現場で効果的に応急処置が実施可能な、世界初の救助支援船が完成しました。

今後、当消防本部は、この新戦力を活かし要救助者の救命率向上に努めて参ります。



「シースレッド」による救助訓練の様子

女性初の救急救命士誕生

尼崎市消防局

平成24年7月1日、尼崎市消防局初となる女性救急救命士が誕生しました。「現場で困っている人を助けたい」と消防職を目指した、寺澤彩乃・救急救命士です。平成21年4月に当消防局に入局、消火活動等に従事しながら、救急救命士を目指し、今年4月、国家資格を取得し、医療機関での研修後、7月より救急活動に従事しています。

「市民に安全、安心を与える救急隊員として、第一線で活躍したい」と語る寺澤救急救命士とともに、当消防局は、今後も市民の安全のために取り組んで参ります。



寺澤救急救命士の仕事は救急車の点検から始まる

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

火災調査科(第23期)

消防大学校では、平成24年5月28日から7月13日までの47日間にわたり、火災調査科(第23期)の教育訓練を実施しました。本科は、火災原因調査現場における指揮・指導者の育成を行うため、座学、実科ともに実践的なカリキュラムとしています。

座学では、火災調査の基本要領に始まり、火災調査を取り巻く法律関係や対人折衝能力を高める授業構成とし、事務対応能力の向上を図りました。

実科では、模擬家屋火災鑑識実習、車両火災鑑識実習、電気火災鑑識実習、化学火災鑑識実習、微小火源鑑識実習及び放火・燃烧機器鑑識実習などを実施しました。

模擬家屋火災鑑識実習では、約20㎡の建物を4棟仕立て、その内装や家財を実際の家屋と同様に設定し、それぞれ異なる原因で火災を発生、燃焼させ、実際の現場

と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導の下、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習となりました。各棟とも、製造物から出火した可能性を見据え、後日、出火箇所付近にあった製造物の鑑識を実施したほか再現実験等を行うなど、科学的かつ客観的な火災調査の実践に努めました。

実車4台を使用した車両火災鑑識実習では、焼損した車両の鑑識を実施し、車両構造の知識を基に、実践的な火災原因の究明を行いました。

学生からは、当初の目標を十分に達成することができ、大変有意義であったとの意見が寄せられました。

今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的根拠に基づいた火災調査業務を遂行し、火災予防に寄与していくことが期待されます。



模擬家屋の燃焼状況



模擬家屋火災鑑識実習(関係者からの聴取)



模擬家屋火災鑑識実習(建物内の発掘)



車両火災鑑識実習(エンジンルーム内の見分)

自主防災組織育成コース(第8回)

6月4日から6月8日までの5日間、消防大学校において危機管理・防災教育科 第8回自主防災組織育成コース(受講生53名)を開講しました。

本コースは、都道府県、市町村及び消防本部等の自主防災組織の育成担当者を対象として、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

消防大学校の多くの課程の中でも、都道府県、市町村の一般行政職員と消防職員とが共に席を並べ学び、寮生活を送る数少ないコースのひとつです。

カリキュラムの編成に当たっては、地域防災の問題点や課題等についての研究と教育・指導技法、訓練手法等の修得を主眼としました。

第8回の今回は、津波により甚大な被害が生じた東日本大震災を踏まえて、津波災害について専門的知識を有する講師による講義、平成23年度防災まちづくりで消防庁長官賞を受賞した岐阜県岐阜市本荘地区自治会連合会井上いほり会長の講義(「災害時要援護者支援対策—平常時の「絆」が緊急時の「絆線」に—)を行うとともに、自主防災組織の育成手法の修得のため、図上訓練(DIG)、災害シミュレーション(災害対応型ゲーム)等に取り組みました。

また、課題研究では、一般行政職員と消防職員とのバランスを考慮した班編制を行い、班ごとに学生が日頃抱えている問題の中から研究課題を決定し、その解決策を探るため、限られた時間の中で、昼夜にわたる熱心な討議を行いました。最終的に問題解決の端緒が得られ有意義なものとなりました。

課題研究発表においては、消防庁防災担当者の立会い



図上訓練(DIG)

の下、各班とも緊張の中、満足のいく発表ができたようでした。

研修を終えた学生からは、「課題研究を通じて、それぞれの立場での問題点の把握ができ、解決策の協議、検討を行えたことは大変有意義だった。」「一般行政機関と消防機関との連携の重要性についても認識が深まった。」などの感想が寄せられました。

さらに、「自主防災組織の指導についても、研修を通じて訓練手法、指導要領を学ぶことができ、早速実践していきたい。」などの声が聞かれました。

今後は、自主防災組織の育成及び活性化を推進する上で、消防大学校で得た知識、技術をその業務上十分に活用・発揮され、それぞれの地域での安心安全の確保のため自主防災組織の充実強化が図られることが期待されます。



課題研究発表



課題研究発表

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課

都市ガスやプロパンガスは、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

なお、消防庁ホームページでも「こんろ火災の恐怖とその対処方法」についての映像資料がご覧いただけます。
http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html

ガス機器の正しい取付け

- ① ガスこんろやガストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取って使用してください
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。

ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火したときは、必ず火がついたか確かめてください。
- ② ガスこんろで揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際にはその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間でもこんろの火を必ず消して下さい。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋を火にかけたら目を離さないようにし、煮こぼれ等による炎の立ち消えや空焚き等がないように注意してください。
- ④ こんろの周囲は整理・整頓に努め、可燃物等に着火しないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれ等によるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素中毒の原因にもなります。日頃から適度な清掃に努めてください。



十分な換気

- ① ガスが燃焼するには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生しますので、換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていたり、物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完

全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正常な状態にあるか点検してください。

ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れ等の異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

地震が発生した時の注意

- ① ガス機器を使用中に地震が発生した際は、火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような大きな地震の際は、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処してください。使用していたこんろ、湯沸器等は確実に消火してください。
- ② プロパンガスボンベを使用している場合は、必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖等で固定してください。

安全装置付ガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化等によって起きる事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」や油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」等の安全機能がついたガス機器を使用することが有効です。
- ② 安全暖房器具には、地震時や誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火機能」の他に、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」等がついているものがあります。ガスによる火災・事故を防ぐため、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。



天ぷら油過熱防止機能

住宅用火災・ガス・CO警報器の設置

ガス機器による火災や事故を総合的に防止するためには、ガス漏れと一酸化炭素の発生を検知する、ガス・CO警報器に、熱又は煙感知機能が加わった住宅用火災・ガス・CO警報器を設置することが有効です。



都市ガス用 L Pガス用
住宅用火災・ガス・CO警報器

火山災害に対する備え

防災課

日本には110の活火山があります。国内では平成12年の有珠山、三宅島の噴火以来、大きな人的・物的被害を伴う火山噴火は発生していませんでしたが、霧島山（新燃岳）が平成23年1月26日に本格的マグマ噴火を開始しました。この他、鹿児島県の桜島は定常的に噴火して火山灰を降らせていますし、浅間山でも平成21年に噴石の飛散を伴う噴火が発生しています。

主な火山災害の要因

噴石：火口から放出される大きな岩や石である噴石は、あたると人や家屋に大きな被害をもたらすことがあります。降ってきた場合には岩かげや丈夫な建物に身をよせましょう。

火砕流：高温のガス・溶岩片・火山灰などが一団となって、高温・高速で斜面を流れ下る現象。通過した所では、家屋などがすべて焼き尽くされます。

土石流、火山泥流：火山灰が積もったところは水が地中にしみこみにくいため、雨が降ると土石流が発生したり、火口付近で噴火が起きると火山泥流が発生したりすることがあります。発生した場合には流れから遠ざかる方向へ逃げましょう。

火山灰：火山灰は噴火の大きさや上空の風の強さによっては1,000km以上も遠くまで飛んでいくことがあります。付着すると、農作物を枯らしたり、電線の切断や飛行機のエンジントラブルを引き起こしたりするなど、生活に大きな影響を与えます。

この他、溶岩流や有毒な火山ガス、火山活動に伴う地震も火山災害をもたらす要因です。

噴火警報と噴火警戒レベル

火山活動の状況と、取られるべき防災活動を知らせる情報に「噴火警報」と「噴火警戒レベル」があります。噴火警報は居住地域や火口周辺に影響が及ぶ噴火の発生が予想された場合に発表され、噴火警戒レベルは「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」など必要な防災活動をキーワードで示して警戒を呼びかけます。

平成24年8月現在、霧島山（新燃岳）と桜島がレベル3（入山規制）、その他の火山はレベル2または1となっていますが、仮にレベル4（避難準備）以上に引き上げられた場合には、火山周辺地域では居住地域も含めて、避難準備または避難という具体的な防災行動を迅速に取ることが強く望まれます。

火山災害対策の共同検討体制

火山は地域の行政区画の境界となっていることが多く、複数の都道府県や市町村が火山に関わることとなる場合が多くなります。この場合、関係する市町村や都道府県等の関係機関が互いに情報を共有し、避難の対応等について調整を行い、整合性のとれた行動をとる必要があります。加

えて、火山防災には市町村のみならず多岐にわたる機関が連携して取組む必要があることから、平常時から、情報を共有し、避難の対応等について調整を行う「火山防災協議会」等の広域的な連絡・協力体制の整備が必要となります。

防災基本計画（平成23年12月27日改定）では、「都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、噴火時等の避難等を検討するための「火山防災協議会」を設置するなど体制を整備するよう努める」とされています。

平常時においては、火山防災協議会は、次のような事項等を共同検討する場となります。

- ① 噴火シナリオの検討
- ② 火山ハザードマップの検討
- ③ ①、②を踏まえた噴火警戒レベルの導入
- ④ 具体的で実践的な避難計画の検討
- ⑤ 火山防災マップ（②に噴火警報等の解説や避難計画の内容、住民への情報伝達の方法等を記載したもの）の検討
- ⑥ 防災訓練の計画・実施 等

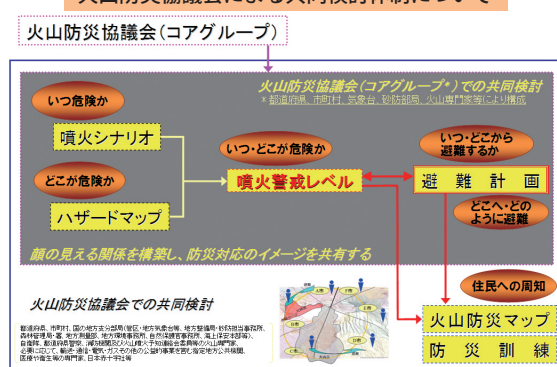
これらの共同検討を進めるに当たっては、協議会メンバーのうち、特に避難時期や避難対象範囲の確定に深く関与しているメンバーである、関係都道府県、市町村、国の機関（管区・地方气象台等、砂防部局）、噴火予知連絡会委員等の火山専門家等から構成されるコアグループを形成し、このコアグループが協議会等の活動を主導する役割を果たしていくことが求められています。

以上のように、火山災害対策の推進においては、都道府県が中心となり、関係機関による

平常時からの定期的な連絡と、顔の見える関係の構築が重要になります。

国における最近の取組としては、昨年度内閣府において開催された「火山防災対策の推進に係る検討会」において「具体的で実践的な避難計画策定の手引」及び「火山防災マップ作成指針骨子」がとりまとめられました。今年度は「広域的な火山防災対策に係る検討会」において大規模火山災害時に想定される課題と課題への対応策について検討が行われるほか、「火山防災マップ作成指針」が作成される予定となっています。

火山防災協議会による共同検討体制について



（第12回火山災害関係都道府県連絡会議 内閣府資料より）

消防の国際協力に対する理解の推進

参事官

消防庁では、災害から国民の生命、身体及び財産を守るという万国共通の課題に対応するため、消防機関、外務省、独立行政法人国際協力機構等と連携・協力の下、消防分野の国際協力を次のとおり実施しています。

- **国際緊急援助活動**：国際緊急援助隊の一員である国際消防救助隊による援助活動
- **開発途上諸国への技術協力**：研修員受け入れ（消防本部等との共同研修の実施）、専門家派遣等
- **国際交流**：国際消防フォーラム、日韓消防行政セミナー、日中消防防災セミナー、海外の消防関係者との交流、国際会議・国際消防組織への参画等
- **消防科学技術の研究**：国際共同研究、外国研究者の受け入れ、国際研究会議への参画

このうち主なものは、以下のとおりです。

【国際緊急援助活動】

昭和60年コロンビア共和国で発生した火山噴火災害を契機として、昭和61年に国際消防救助隊 (International Rescue Team of Japanese Fire Service) を、昭和62年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」を整備して以来、18回延べ351名（法整備前の2回の派遣を含む。）を国際緊急援助隊救助チームの一員として被災地に派遣しています。

直近においては、昨年2月に発生したニュージーランド南島における大地震災害の救援のため、国際消防救助隊員33名をニュージーランドへ派遣し、被災地において検索救助活動を実施したところです。

こうした国際緊急援助活動に即座に対応できるよう



国際消防救助隊 (IRT) の訓練

に、海外で求められる救助技術の習得及び登録隊員間の連携強化を図るための訓練やセミナーを開催しています。本年10月から来年2月にかけては、全国3ヶ所（東京、京都、広島）で近隣の消防本部から登録された国際消防救助隊員に対し「国際消防救助隊の連携訓練」を実施いたします。また、来年2月には、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所 (J I A M) において、全国77の消防本部から登録された国際消防救助隊員約80名に対し、国際緊急援助隊の体制や派遣時の留意事項等に関する研修等を中心とした「国際消防救助隊セミナー」を実施することとしています。

【開発途上諸国への技術協力】

海外からの研修生の受入として、消火技術研修、救急救助技術研修及び火災予防技術研修の3コースの集団研修を、それぞれ北九州市消防局、大阪市消防局及び東京消防庁を主な研修機関として実施しております。

これらの研修は、消火技術研修は昭和62年から、救急救助技術研修は昭和63年から、火災予防技術研修は



消火技術集団研修 (北九州市消防局)



救急救助技術集団研修 (大阪市消防局)

平成2年からそれぞれ行われており、これまでの経験、創意工夫や熱意により内容の濃い研修が毎年実施されています。

このほか、国別研修としてアルメニア国の救助庁幹部を対象とした「消防行政改善のための指導者研修」を実施しております。3年計画の最終年となる本年度の研修は、アルメニア国からの要望を受け、日本の消防隊員の教育制度（特に初任教育について）及び消防団・自主防災組織について理解を深めるため、9月から約2週間、東京消防庁、千葉市消防局、京都市消防局、大阪市消防局及び神戸市消防局にご協力いただき、研修を実施することとしています。

本研修終了後、日本で得た知見・技術が自国において展開され、消防行政の改善・向上が図られることを期待いたします。



消防行政改善のための指導者研修
(アルメニア)

海外におきましても、平成20年5月の中国四川省大地震後、中国全土の地震緊急救援を担う中国地震局の研修実施能力強化のため、平成22年度から「日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト」を実施しているところです。このプロジェクトは、各消防本部にご協力をいただき、救助隊員を長期及び短期専門家として中国に派遣し、継続的に現地の救助技術の指導に当たる救助分野と、我が国の災害応急対処に関わる行政官や研究者が短期専門家として現地の指導に当たる応急対処分野に分かれて実施しています。

最終年度となる本年度は、東京消防庁、相模原市消防局、札幌市消防局、静岡市消防局、さいたま市消防局及び千葉市消防局から救助分野の短期専門家を派遣し指導に当たっております。また、6月に災害応急対応分野、8月に救助分野の幹部職員を中国から招へいし研修を実施したところです。今後は、研修受講者が得た日本消防の知見・技術が、中国全土に展開されていくことが期待されることです。

【国際交流】

隣国である韓国及び中国の消防機関と相互理解を図り、連携・協力を推進することを目的として、それぞれ「消防防災セミナー」を開催しております。

また、アジア諸国における消防防災能力の向上や国際的なパートナーシップの涵養を図るため、平成19年度から海外において国際消防防災フォーラムを開催してきました。本年度は、札幌市消防局、仙台市消防局及び(財)日本消防設備安全センターにご協力をいただき、8月にモンゴル国において、第6回目のフォーラムを開催したところです。

消防分野における国際協力は、人口増加や都市化の進展が著しく、火災や自然災害等による経済的損失も大きくなってきている途上国からのニーズが増大しているところです。特に、地域やコミュニティレベルでの災害への初期対応において、中心的役割を担う消防機関の能力の向上（キャパシティ・ディベロップメント）は喫緊の課題です。

これら国際協力活動を積極的かつ継続的に実施するためには、消防機関をはじめ、関係機関のより一層の連携が不可欠となっておりますことから、関係者の皆様におかれましては、消防庁における国際協力に関する施策を含め、消防の国際協力に関するご理解ご協力をお願いいたします。



国際消防防災フォーラム



日中協力地震緊急救援能力強化計画プロジェクト

地震に対する日常の備え

防災課

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、日頃からいざという時のための準備が大切です。

そのためには、皆さんが地震についての関心を持ち、地震発生時の安全確保や非常持出品について、普段から家庭で準備しておくことが大切です。

1. 家庭での防災会議

地震の時に家族が慌てず行動できるよう、日頃から話し合い、情報を共有しておきましょう。

- 地震はいつ起こるかわからないことから、時間帯によって誰が在宅しているかなど、様々なケースを想定し、話し合っておきましょう。
- 話し合いでは、想定したケースごとに分担を決めるほか、高齢者や乳幼児など家族構成も考慮し、次のようなことも相談しておきましょう。



- ・家の中でどこが一番安全か
- ・避難場所、避難路はどこか
- ・非常持出袋はどこに置いてあるか
- 海岸で強い揺れや弱くても長い揺れに襲われたら、すぐに安全な高台に避難するなど津波避難について話し合っておきましょう。
- 住所、氏名、連絡先や血液型などの自分の情報を記載した避難カードを作成し、普段から携帯しましょう。

2. 家族との連絡方法の確認

家族が離ればなれで被災した時を考えて、お互いの安否の確認手段を考えておきましょう。

- 家族が離ればなれで被災した場合、自分の身の安全が確保できたら、次は家族の安否を確認しましょう。
- 被災地では、連絡手段が限られていますので、公衆電話等から利用できるNTTの「災害用伝言ダイヤル171」や、携帯電話の「災害用伝言板」などのサービスがあるので、活用方法を知っておきましょう。

3. 防災活動への参加

地震に備えるには、防災訓練などの地域の防災活動に積極的に参加しましょう。

- 地震発生時に、初期消火や救出救助活動を行うには、日頃からの訓練が欠かせません。家族全員で防災訓練に参加しましょう。
- 9月1日は防災の日で、8月30日から9月5日は防災週間となっており、各地で防災訓練等が行われていますので、市町村役場などで確認しましょう。
- 災害などが発生した場合を想定し、参加者で被害状況や対応策について地図に書き込みイメージする「災害図上訓練」も行われています。
- 地域の自主防災組織などの活動に参加し、普段から地域で協力し合う体制を築いておきましょう。

4. 備蓄品・非常持出品を備える

地震が発生すると普段どおりの生活ができなくなることも考えられます。数日間生活できるだけの『備蓄品』を備えておきましょう。

地震の被害によっては、避難を余議なくされることもあります。避難する時に持ち出す『非常持出品』を準備しておきましょう。

- 目安として最低限3日間程度の水や食料品を備蓄しましょう。
- 備蓄品は、家族構成、住居や地域の特性によって必要となるものは異なります。自分や家族にとって本当に必要なものを考えて準備しましょう。
- 備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などと照らし合わせて定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。
- 非常持出品は、備蓄品の中から、避難生活に必要なものを選ぶのがよいでしょう。備蓄品にない場合は、必要に応じて準備しましょう。
- 非常持出品は、玄関や寝室など持ち出しやすいところに置いておき、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。背負える袋などにいれておけば、持ち出したときに両手が使えて便利です。



消防庁における最近の主な報道発表について (平成24年7月10日～8月28日)

総務課

<技術政策室>

24.7.24	<u>平成24年1月～3月中の製品火災に関する調査結果</u>	消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成24年1月～3月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」の製品情報を調査しました。
---------	---------------------------------	---

<消防・救急課>

24.7.24	<u>平成24年度消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金交付決定(第2次)</u>	平成24年度当初予算に係る消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金、並びに平成23年度消防庁補正予算(第1号)の繰越分に係る消防防災施設災害復旧費補助金の交付決定(第2次)を行いました。
---------	--	---

<救急企画室>

24.8.17	<u>平成24年7月の熱中症による救急搬送の状況</u>	平成24年7月中の熱中症による救急搬送状況について調査を行ったところ、熱中症による救急搬送人員は21,082人で、昨年7月の熱中症による救急搬送人員17,963人と比べて、約17.4%の増加となっています。
24.7.12	<u>平成24年6月の熱中症による救急搬送の状況</u>	平成24年6月中の熱中症による救急搬送状況について調査を行ったところ、熱中症による救急搬送人員は1,837人で、昨年6月の熱中症による救急搬送人員6,980人と比べて、約73.7%の減少となっています。

<予防課>

24.8.7	<u>消防法施行令及び総務省組織令の一部を改正する政令(案)等に対する意見募集</u>	消防庁は、消防法施行令及び総務省組織令の一部を改正する政令(案)等の内容について、平成24年8月8日から平成24年9月6日までの間、意見を募集しています。
24.8.2	<u>「高齢者や障がい者に適した火災警報装置の調査検討事業」の実施に係るモデル施設の公募の開始</u>	火災発生時に、音による火災に気づくのが困難な高齢者や聴覚障がい者に適した光による警報装置を広く知ってもらい、効果的な設置方法や必要な技術基準等を検証するため、光による警報装置の設置にご協力いただくモデル施設を公募しています(平成24年10月1日メ切)。
24.7.31	<u>住宅用火災警報器の設置状況の推計結果(平成24年6月1日時点)</u>	消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の設置率について、平成24年6月1日時点での推計を実施したところ、推計設置率は77.5%となっています。

<特殊災害室>

24.7.10	<u>「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理審査連絡会」の発足</u>	東京電力(株)福島原子力発電所事故において、福島第一原子力発電所3号機への放水活動等を実施した消防職員の健康管理を適切に実施するため、「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理審査連絡会」を発足しました。
---------	--	---

<広域応援室>

24.8.28	<u>「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会」の発足について</u>	緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点について、航空機による人員・資機材の投入をも想定しつつ、既存の資源の活用を含め、緊急消防援助隊の活動支援に必要な諸機能の具体的な実現手法等を調査検討すること等を目的とした検討会を発足しました。
---------	--------------------------------------	--

<防災情報室>

24.8.24	<u>「大規模災害時におけるソーシャル・ネットワーキング・サービスによる緊急通報の活用可能性に関する検討会」の発足</u>	大規模災害発生等により、電話(固定電話、IP電話、携帯電話)を使った「音声による緊急通報」に障害が発生した場合における、インターネットのソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した緊急通報の可能性を検討することを目的として、検討会を発足しました。
24.8.10	<u>平成24年(1月～3月)における火災の概要(概数)</u>	平成24年(1月～3月)における火災の概要について、公表しました。総出火件数は12,664件で前年同期より3,741件減少し、総死者数は677人、前年同期より54人減少しています。

<国民保護室・国民保護運用室>

24.8.14	<u>6月28日の緊急地震速報の訓練の実施結果について</u>	内閣府、消防庁及び気象庁において、6月28日に地方公共団体や中央省庁の一部等が参加して実施した緊急地震速報の全国的な訓練の結果を取りまとめました。
24.8.8	<u>地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会「中間取りまとめの公表</u>	北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、茨城県等における竜巻災害等を踏まえ、本年6月から開催している「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」において、中間取りまとめを行いました。

第60回全国消防技術者会議の開催

消防研究センター

消防研究センターでは、全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、参加する他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を毎年開催しています。60回目となる今年の会議は、下記のとおり開催します。皆様のご来聴をお待ちしております。

1 開催日	第1日 平成24年10月25日(木) 第2日 平成24年10月26日(金)
2 場所	ニッショーホール(日本消防会館) 東京都港区虎ノ門2-9-16
3 参加費	無料
4 プログラム	消防研究センターのホームページ(http://www.fri.go.jp/)をご覧ください(「イベント情報」の欄の「【技術】第60回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。逐次詳細なものに更新します。
5 聴講申し込み方法	聴講を希望される方は、次のサイトにアクセスし、必要事項を入力して聴講の申込みをしてください。申込みを取り消す場合、申込み内容を変更する場合にも、このサイトをご利用ください。 <URL> https://ez-entry.jp/60_gijutsusha/entry/ なお、上記の方法により申込みすることが難しい場合は、下記問い合わせ先にお問合せください。
6 聴講申込み〆切り	10月22日(月)
7 その他	第2日の9:30から日本消防会館5階「大会議室」において、「平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰」の表彰式を開催する予定です。
8 問い合わせ先	消防庁 消防研究センター 研究企画室 〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3 TEL 0422-44-8331 FAX 0422-44-8440 E-mail : 60_gijutsusha@fri.go.jp

7月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消 第157号	平成24年7月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防職員の厳正な服務規律の確保等の徹底について
消防予 第246号	平成24年7月3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「平成24年度住宅防火防災推進シンポジウム」(消防庁)の開催について
消防予 第264号	平成24年7月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る支援対象者への周知及び申請支援の強化について
消防特 第144号	平成24年7月13日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における異常現象の通報の徹底について
消防予 第302号	平成24年7月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「住宅防火・防災キャンペーン」(消防庁主催)の実施について
消防予 第308号	平成24年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率の推計結果(平成24年6月1日時点)について
消防危 第183号	平成24年7月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成23年中の都市ガス、液化石油ガス及び毒劇物等による事故状況について
消防危 第184号	平成24年8月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールの提供について

広報テーマ

9 月		10 月	
①9月9日は救急の日 ②防災品の普及について ③事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	救急企画室 予防課 防災課	①ガス機器による火災及びガス事故の防止 ②火山災害に対する備え ③消防の国際協力に対する理解の推進 ④地震に対する日常の備え	予防課 防災課 参事官 防災課

9月12日(水) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の 全国一斉自動放送等試験の実施について

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報の伝達試験をおこないます!

ジェイ・アラート

地震・津波や武力攻撃などの災害時には、**全国瞬時警報システム(J-ALERT)**(※)により、国から緊急情報をさまざまな情報伝達手段を用いて伝達します。

この伝達試験を全国的に多くの市区町村で

**平成24年9月12日(水) 10時00分ごろ と
10時30分ごろ の2回 実施します。**

実際に、9月12日(水)にどのような試験が実施されるかは、各市区町村の担当係へお問い合わせください。

《試験の例》(各市区町村により内容は異なります。)

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	各市区町村に設置してある防災行政無線のスピーカーから、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】 「これは、試験放送です。」×3回 + コールサイン (「こちらは、〇〇市です。」などのメッセージ) + 防災行政無線のチャイム音
その他の情報伝達手段	コミュニティFM、ケーブルテレビ、音声告知端末、登録制メール、その他の屋外スピーカーなどの試験については、各市区町村ごとに内容が異なります。

J-ALERT



(※) J-ALERT(ジェイ・アラート)とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

消防庁

FDMA
住民とともに

<http://www.fdma.go.jp/>